

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和2年6月15日

住所 京都市伏見区羽東師古川町233番地

氏名 株式会社 カンボ 代表取締役 横山 秀昭
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

京都市長 門川 大作



許可の年月日	令和2年6月15日	許可番号	第178号
施設の種類	廃プラスチック類の破砕施設及び木くずの破砕施設		
処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (以上7種類)		
設置場所	京都市伏見区羽東師古川町403番1, 403番2, 635番5		
処理能力	廃プラスチック類として 107.9トン/日(17時間), 6.3トン/時間 木くずとして 113.3トン/日(17時間), 6.7トン/時間 ※ 破砕機単体での処理能力は、廃プラスチック類として195.5トン/日(17時間), 11.5トン/時間, 木くずとして205.7トン/日(17時間), 12.1トン/時間であるが、当該破砕機に接続されているエプロンコンベヤの搬送能力による制限のため、破砕施設としての処理能力は、上記のとおりである。		
許可の条件	余白		
留意事項	1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があつた場合は本市担当部署に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員 of 検査を受けること。		